

小牧市中小企業省エネルギー設備等導入補助金制度のご案内

省エネルギー診断に基づき、省エネルギー設備等を導入する市内の中小企業者に対し、その経費の一部を補助することにより、経営改善及び環境に寄与する経営を推進します。

1 補助対象者

次のいずれにも該当する方

- ・ 中小企業者である方
- ・ 市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方
- ・ 市税の滞納のない方
- ・ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方

2 補助対象事業

省エネルギー診断における提案に基づき市内に所在する事業所に省エネルギー設備等を導入する事業で次のいずれにも該当する事業。

- (1) 事業が補助金の交付申請日において未着工であること
- (2) 当該設備等の設置が申請書の提出をした年度の2月末日までに完了するもの。
- (3) 補助対象経費が30万円以上のものであること。
- (4) 事業の実施以前と比較して年間の二酸化炭素排出量を10%以上又は5t-CO₂以上削減する事業であること。
- (5) 事業の実施に係る投資回収期間が20年未満のものであること。

※省エネルギー診断とは、エネルギー管理士の資格を有する者の参画を得て、対象とする施設全体のエネルギーの使用状況等の調査・分析に基づき、エネルギーの使用の合理化に資する措置を明らかにし、エネルギー及びコストの削減効果を数値で明示した報告書が作成されるものに限り、

【導入を検討している設備に関する診断のみではなく施設全体の電気・ガス・水道等のエネルギー全般に関して診断を受けていただく必要があります。】

※省エネルギー設備等とは、エネルギー効率の向上又はエネルギーの転換により、既存の設備と比較してエネルギー消費の削減に寄与する設備等をいいます。ただし、次に掲げる設備等を除きます。

ア 小牧市中小企業設備近代化助成金との併用は出来ません。

イ 中古品又はリース契約に基づき取得した設備等

ウ 複数の事業者で共同所有する設備等

エ 完全親会社（子会社の発行済株式総数の全部を保有している会社をいう。）とその子会社の間で売買に基づき取得した設備等

3 補助対象経費

補助対象経費の区分	経費の内容
省エネルギー設備等の購入代金	省エネルギー設備等本体のほか、省エネルギー設備等の導入に必要な附属機器の購入に要する経費
運搬費	省エネルギー設備等の運搬に要する経費
据付工事費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費
設計費	補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費

※消費税は除く。

※既存設備撤去費、現状を補強する工事費は補助対象外とする。

4 補助金額

補助対象経費×1/4（100円未満の端数切捨て）

※同一補助対象者について、年度につき100万円を限度とします。

5 申請期間

令和4年5月9日（月）～令和5年1月31日（火）（**必着**）まで
※申請は同一年度、1事業者につき1事業のみとします。

6 補助事業者の決定

申請受付順に、予算の範囲内で採択します。※予算上限に達し次第、受付を終了します。

☆二酸化炭素排出係数☆

エネルギー種別	電力	都市ガス	灯油	ガソリン	軽油	A重油	B・C重油
t-CO ₂	0.000433 KWh	2.23 1,000Nm ³	2.49 K l	2.32 K l	2.58 K l	2.71 K l	3.00 K l

7 申請から補助金交付までの流れ

- ① 令和4年5月9日（月）～令和5年1月31日（火）まで（申請日において未着工であることが必要です。）に、小牧市中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付申請書（様式第1）に下記書類を添えて市役所商工振興課へ提出して下さい。

<添付書類>

- ・登記事項証明書
- ・省エネルギー診断報告書の写し
- ・省エネルギー診断を行った者の資格又は実績を証明する書類の写し
- ・補助対象経費の積算根拠となる見積書の写し
- ・導入する設備の形状、規格等が分かる仕様書
- ・導入する設備の配置等が記載された図面
- ・工事着工前の現状が確認できる写真
- ・市税の滞納がないことを証する書類
- ・その他市長が必要と認める書類

- ②審査後、小牧市から申請者宛に補助金交付決定通知書を送付します。
※決定通知書の受取後に計画に変更や中止等が生じた場合には変更手続きが必要です。
ただし、費用対効果が低くなる変更は認められません。

③実績報告書の提出

補助対象事業の完了した日から30日以内に小牧市中小企業省エネルギー設備等導入補助金実績報告書（様式第5）に下記書類を添えて市役所商工振興課へ提出して下さい。

<添付書類>

- ・設備等の設置等の状態を示す写真
- ・設備等の設置等に係る契約書の写し
- ・補助対象経費に係る請求書の写し（補助対象経費とその他の部分を分けたもの）
- ・補助対象経費に係る領収書の写し
- ・市税の滞納がないことを証する書類
- ・小牧市中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付請求書（様式第7）
- ・その他市長が必要と認めるもの

- ④小牧市から申請者宛に補助金確定通知書を送付します。

⑤補助金交付

※補助事業の翌年度から3年間は、エネルギー使用状況報告書を提出していただきます。

**<問合先> 〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地
小牧市役所 商工振興課 新産業創出係
電話:0568(76)1112 fax:0568(75)8283**